

# 横浜市記者発表資料

令和7年7月28日  
旭区選挙管理委員会  
旭区総務課

## 横浜市長選挙の期日前投票所における投票用紙の誤交付について

### 1 概要

旭区内の期日前投票所で、市外に転出した方（以下「A様」といいます。）に対し、本来市長選挙の選挙権がないにもかかわらず、投票用紙を交付し、投票させる事案が発生しました。

### 2 発生日時

令和7年7月28日（月）午後4時過ぎ

### 3 場所

旭区役所期日前投票所（旭区鶴ヶ峰一丁目4-12 旭区役所本館地下1階3号会議室）

### 4 経緯

A様が7月28日（月）午後4時過ぎに、旭区の期日前投票所に「投票のご案内」を持参せず、投票を行いに訪れました。

選挙人名簿と照合するシステムに「職員を呼んでください。該当の選挙人は異動により選挙資格がありません」とのメッセージが出ましたが、名簿照合係の人材派遣従事者が職員を呼ばず、そのまま投票用紙を交付し、選挙の投票をさせました。

隣席の従事者が再度、システムで確認し、A様について同じメッセージが出たことを指摘し、その声に、職員が気づき、区選挙管理委員会に連絡したところ、資格のないA様が投票したことが確認されました。

### 5 原因

人材派遣従事者に対して、システム画面上のメッセージに注意し、それが出た場合には、必ず職員を呼ぶことを事前研修で周知していましたが徹底されていませんでした。

### 6 再発防止に向けた取組

人材派遣従事者を含む投票事務の従事者に、改めて事務手順の遵守と注意事項を徹底し、再発防止に向けた注意喚起を行います。

### 7 投票の取扱い

投票箱は開票まで開けることができず、また、どの投票用紙が誤交付されたものか判別できないため、他の投票と同様に取り扱います。

### 8 旭区選挙管理委員会 田畠哲夫 書記長（旭区副区長）のコメント

このたびは、本市全体で適正な事務執行を務めている中、このような選挙事務の信頼性を損なう事故を起こしてしまい大変申し訳ございません。今後はこのようなことのないよう、選挙事務の適正な執行について、改めて選挙従事者の指導を徹底してまいります。

#### お問合せ先

旭区選挙管理委員会書記次長（旭区総務課長） 斎藤 修身 TEL 045-954-6003